

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和元年度 教育委員会 第 9 回定例会)

開会 令和元年 12 月 11 日 (水)

閉会 令和元年 12 月 11 日 (水)

午前 9 時 00 分

午前 10 時 02 分

場所 西宮市役所東館 801・802 会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 前川 豊 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	坂田 和隆	社会教育課長	中島 貴子
	教育次長	大和 一哉	青少年育成課長	牧山 典康
	教育総括室長	村尾 政義	社会教育部 参事	野田 昭治
	参与	八橋 徹	学校教育課長	木戸 みどり
	社会教育部長	上田 幹	学校保健安全課長	中前 洋一
	学事・学校改革部長	津田 哲司	特別支援教育課長	原田 綾女
	学校教育部長	佐々木 理	教育人事課 係長	北島 綱史
	教育総務課長	薩美 征夫	教育職員課 係長	東 琢也
	教育企画課長	吉田 巖一郎	社会教育課 係長	小笠原 実穂
	教育人事課長	澤田 幸夫	教育企画課 係長	瀧井 佑介
	教育職員課長	北井 良	教育総務課 係長	青木 威
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

<教育長報告>

<審議案件>

- 議案第 48 号 西宮市立青少年育成センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件
(青少年育成課)
- 議案第 49 号 西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則制定の件 (社会教育課)
- 報告第 20 号 西宮市職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件 (教育人事課)
- 報告第 21 号 西宮市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件
(教育職員課)
- 報告第 22 号 令和元年度 西宮市一般会計補正予算 (第 4 号)
(12 月定例会 教育委員会所管分) に関する意見決定の件 (教育企画課)

<一般報告>

- 一般報告① 児童・生徒の状況について **非公開** [学校保健安全課]

以 上

傍 聴

0 名

重松教育長	<p>ただいまより、令和元年度第 9 回教育委員会定例会を開催します。議事録署名委員には、前川委員を指名します。よろしくお願いします。</p> <p>はじめに、11 月の定例会について、議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。それでは、承認します。</p> <p>なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで、各委員に確認します。会議は公開が原則ですが、報告第 22 号は市議会に付議する案件であり、現時点では公表されておりません。</p> <p>また、一般報告①は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番については、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>では、はじめに私から報告をさせていただきます。</p> <p>つい先日、PISA の調査結果が出ました。いろんな問題が出てきてるみたいです。PISA の調査というのは、3 年に 1 回、行われてまして、読解力、それから数学的リテラシー、科学的リテラシーの三分野についてやっています。3 年ごとですけども、ことしは例えば読解力。その次の 3 年後は数学的リテラシー。その次の年は科学的リテラシーというふうにして、全部はやるんですけども、重要項目があり、それについて生徒に質問だとか、学校質問を一緒に合わせてやるということをやっています。</p> <p>今回は、去年 2018 年に読解力を中心にやって、それに合わせて生徒質問、学校質問をやったという、そういう状態になってます。対象は、15 歳 3 カ月から 16 歳 2 カ月ですので、日本では高校 1 年生が一応受けることになっています。その結果ですけども、読解力については、測定する能力として、まず 1 つめ「情</p>

報を探し出す」ということ。そして次に 2 つめ、字句の意味を理解し、統合して推論をして「理解する」。それから 3 つめとして、「評価して熟考する」。つまり、このことで信ぴょう性だとか、矛盾を見るということになります。この 3 つの能力を測っています。特にそのうちの情報を探し出すこととか、情報を評価し、熟考するというところが非常に今回、課題があったということになります。

この P I S A の調査ですけれども、2 0 0 9 年のときに非常に読解力が下がったということで、日本の学力調査がこの年に始まるというか、よくやらなければいけないんじゃないかということがあり、今回の学習指導要領の改訂もそのときの趣旨に基づいて行われています。

この P I S A の影響はかなり大きいみたいで、O E C D で参加国は 3 7 カ国、全参加者は 7 9 カ国でして、O E C D の 3 7 カ国では、日本は数学的応用力が今回 1 位。それから科学的応用力が 2 位。それから読解力が 1 1 位となっています。全参加国では、数学的応用力が 6 位、それから科学的応用力は 5 位で、課題があるという読解力は 1 5 位で、今回、前のときに 4 位ぐらいまで上がっていた読解力がまた 1 5 位まで落ちています。あのときも読解力が問題になったんですけども、今回も読解力が問題になったという形になっています。

そのために、学習指導要領を変えるというか、読解力が大切だということで、いろんな手を打ってきたわけですが、それで 3 年前には 4 位まで上がったのが、今回 1 5 位まで落ちて結局またこういう形になったので、新たにどうするかということについて、非常に問題になっています。もう打つ手がないんじゃないかという話もあるし、問題のやり方自体にいろいろ課題があるのでそれを改善すればいいとか、いろいろなことが言われていますけども、文科省が言うには、考えられる理由としては、三つあるだろうということ言われています。

一つは、このテスト自体が今までですと紙のプリントでやってたのが、パソコンを使った形式に変わってます。学校の方でパソコンの使い方が十分にできてないんじゃないかというのがあります。

でも、子供たちは今、本当に SNS だとかを使っていますので、かなり使えるようになってるのかなと思いますけども、やはり先ほど言った生徒質問だとか、学校質問のところで、問題点が出てきます。どういうことかということ、学校以外でのデジタル利用の状況を見ると、ほぼ毎日、高校生の子供たちは使っています。ですから、使い方ができないんじゃないんですけども、使っている内容が問題で、ネットでチャットだとかいうことについては、8 7 . 4 % の子供たちが使っていて、一人でゲームで遊ぶのも 4 7 . 7 % 。それからインターネットでニュースを見る

も 43.4% ということで使っていると。
ところが、コンピューターや SNS を使って宿題をやるなどというのについては、たった 3% しか使っていない。それから学校の勉強のためにインターネットを見るというのもたった 6% しかない。要するに遊びのためしか使っていないということが非常に問題だと。
ですから、今回みたいに問題が出てきて、これをインターネットでどうするかっていったら、図表を見たりだとか、いろんなところへ展開して見るということが、やれてないんじゃないかと。それを使って勉強しようということができてないので、当然その結果が悪いんじゃないかということで、やはりインターネットだとかの使い方について、学習しなきゃいけないんじゃないかと言われてます。そこで、国の方は今回、一人 1 台というのを 2025 年までにやるというのは、その話で出てきてるのかなというのが一つあります。
それから二つ目に、自由記述をさせた正答率が非常に低かったというのがあります。特に、無回答が 29% もあったと。全然書いてないのが。ですからやはりこれは、もうずっと学力テストのときも言われてた問題で、自分の意見だとか、自分の考え方をきちんとまとめて述べることができないというのが、一番大きな問題かなというふうに言われています。アメリカなどでも低いのは低いんですけども、無答率というのは、日本が先ほど言った 29% ですが、アメリカはたったの 4%。イギリスも 7%、フランスも 9% でやはり、日本だけが突出して多いということは、やはり表現できない、考え方をきちんと述べられないという問題があるんじゃないかなということが言われてます。
それから三つ目に、読書習慣のある生徒の平均点が高かったということがやはり出てきているので、活字離れが進んでいる実情が今回これで明らかになっているということが言われています。ですから、新聞を読んでいるというのが、今回の調査は全体で 21.5%、それは前の 9 年前の調査に比べると 36% も下がってるんだそうです。それから雑誌を読むというのも 30.8%、これも 33.8% 下がってる。ですからインターネットでニュースを見るだけで、インターネットでニュースを見ると多分、新聞でいうと最初にこんな事件がありましたよという、そこだけしか見てないんじゃないか。中身をほとんど読んでない感じがあるんじゃないかなということを言われてます。よく言われるのは、新聞でもただ読むだけじゃなくて、特に社説を必ず読みなさい。考え方とはどういうことかというのがわかるので、読む必要があると言われてます。以上のことが問題かなということが言われています。

これからの読書については、ただ朝の 10 分間読書をやったり、ただ読むだけじゃなくて、あらかじめテーマを決めて、そういうものを読ませてやる必要があるんじゃないかなと言われてます。5 分間で読める本というのも最近出てきてますけど、そういうものじゃなくて、ある程度テーマを決めたものを読ませていく必要があるんじゃないか。それから読むだけじゃなくて、読んだ後その感想を書いたりだとか、自分の考え方を書くという。それからまた逆に、自分がこの本を読んでこういうふうに思いましたよという感想を、アウトプットをさせる必要があるんじゃないかなと。ただ読むだけじゃなくて、それをどう自分が解釈したかということさせないとだめなんだということと言われてます。

ですから、読書調査でも、もう高校生が 1 カ月に全く読まないというのがかなりありますし、高校生の読書量が急激に落ちて、小中学校はかなり戻ってきてますけど、高校はなかなか読書量が戻らない、そのことが結局こういう形に表れてるのかなと言われてます。これからどうするかというのが大きな課題になってます。この読書、読解力について今後どうするかということが課題です。

それからもう一つは、先ほど言ったパソコンの使い方の問題ですけども、最近、AI について、こういう考え方があるみたいです。これはかなり前からあったみたいですけども、哲学者のジョン・サールが、弱い AI と強い AI があると。弱い AI はどんな AI かというと、与えられたプログラムのことはできるけど、それ以上のことはやらない。というかできない。これからは、強い AI をつくらなきゃいけない。どういうことかということ、ただプログラムにのっかってやるだけじゃなくて、そこからいろんなデータを取ってきて、状況に応じて対応ができるような AI をつくらなきゃいけないというようなことをと言われてます。

そのためどうするかということで、日本でも最近その研究が進められてて、弱くて負ける AI は、チェスだとか、将棋だとかをやったときに、オセロの問題がありましたけど、負けるんだと。人間に何回やっても負ける。負けるためには、どうするかというのを逆にしなきゃいけない。勝つ方が簡単なんだそうです。負けるというのは、こう打ったときに、こうしたら負けるなという、だから負けるためのプログラムというと、負け方もいろいろあるので、勝ち方は勝つためにはこうすれば勝てるというワンパターンになってしまいますけど、負ける方は、相手の打ち方によって負けるので、その負けるためのプログラムをつくるのは、非常に難しい。

なぜそんなことを考えたかということ、今考えてるディープラーニングが先ほど言った強い AI しかつけれないので、弱い AI をつくるためには、ディープラーニ

ングの考え方をもう少し変えなきゃいけないんじゃないかなということで、負けるための AI を考えるということを今言われてますので、そうすると 2045 年のシンギュラリティが本当に起こり得る可能性が出てきます。今までですともう人間が考える、創造力とか思考力の方はコンピューターは絶対できませんよというふうに言っていましたけど、今後はそれができる。弱い状況だとか、それに合わせて動くことになってくると、相手によって対応の仕方が変わってくるというのが非常に大きな課題になってきてます。科学の方はどんどん進んでいってますけども、人間の方がそれに対応できないというか、一部の人はやってるんですけども、ほかの人は結局それに使われてるという状況になってるので、今後は読解力をつけることによって、物事を考えるということが必要になってくるんじゃないかなというように言われてます。

さらに、もう一つの課題、数学的応用力と科学的応用力については、平均的にずっと伸びていってる。下降ぎみではないというようなことが言われてますので、そういう意味では、日本の中では結構、数学、科学のものは、安定してるかなと思います。読解力についても今回 15 位ですけども、経年を見ると、それほど下がってるんじゃないなくて、平均的に行ってるということがあります。ただ、上と下の部分がかかなり分かれてきてるという結果がありますので、できないというんじゃないなくて、子供たちが余力を持っているんなものに取り組むということは今後やっていかないといけないと思います。本でも読んでおもしろかった、楽しかったということ前提にして、やっていく必要があるのかなと思いますし、ぜひこの時に読んでおかないといけない本というのものもある程度、精査していかなくちゃいけないんじゃないかなということがあります。よく言われるのは、教科書を読む。その教科書に出てくる作者のものをさらに発展して読ませるということも今後必要になってくるんじゃないかなと言われてます。ですから、読書離れとかいうか、本を読むことの楽しさとかいうことも、教えてやらないといけないのかなというのが、今後の課題として与えられました。

今回、PISA の結果からこういったことがありましたので、今後、西宮も授業のあり方というのでも少し考えていかなくちゃいけないんじゃないかなということがこの結果から出てるので、今回報告させていただきました。

私からは以上です。何かこれについてご意見、感想がありましたら。

側垣教育委員

課題が大きいなと思います。ただインターネットのニュースなども、ニュースを選択して読むとか、インターネットの情報提供を誰がしてるのかということの判

	<p>断をしながら読むというのは非常に重要なと思うので、その背景とか、例えば新聞とかニュースでも、ある新聞社の提供するニュースは偏りがあると、見方が保守的とか、革新的とかいうのがあるので、そのあたりも判断できるような力というのは必要なのかなと。そのためには、いろんなものを読まないといけないと、常に思います。課題が大きいなど。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。ほかにはございませんか。</p> <p>では、ないようですので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第 4 8 号「西宮市立青少年育成センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。青少年育成課長、お願いします。</p>
青少年育成課長	<p>議案第 4 8 号「西宮市立青少年育成センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」についてご説明申し上げます。</p> <p>今回の改正では、西宮市青少年補導委員の委嘱について、その選出母体に関して定めた第 3 条第 1 項のうち、第 4 号、公立高等学校の P T A 及び育友会の記載を削除し、第 5 号を第 4 号へ繰り上げるものでございます。</p> <p>平成 2 7 年度に公立高等学校の学区再編が行われたことに伴いまして、西宮市内の公立高等学校にも西宮市外からの入学者がいるという状況ですが、P T A ・育成会の方からは、西宮市在住者の中からしか選出できない補導委員は選出が難しいということで相談がふえておりまして、実際に公立高等学校 9 校のうち、3 0 年度には 3 校からは選出されておらず、今年度はさらに 2 校ふえ 5 校からは選出されていないという状況でございます。よってこのたび、現実に即し、公立高等学校の P T A 及び育友会を、補導委員の選出母体から外す改正をすることにいたしましたものでございます。</p> <p>現在、公立高等学校 P T A 及び育友会より選出された補導委員は、学校の所在地ではなく、ご自分の居住する地区の補導委員として活動していただいているところですが、今後も、各地区には、民生・児童委員から 1 名、小・中 P T A からそれぞれ 1 名、青愛協から 1 名の基本 4 名の補導委員がいるという体制は維持されますので、今回の改正で地区の補導活動に大きく影響がでるものではないと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p>

重松教育長	<p>本件にご意見、ご質問はありませんか。 なければ採決に入ります。 議案第 4 8 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。 次に議案第 4 9 号「西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則制定の件」を議題とします。</p>
社会教育課長	<p>議案第 4 9 号「西宮市学校運営協議会の設置に関する規則制定の件」について、ご説明いたします。</p> <p>令和 2 年度から、市内 1 1 校のパイロット校で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 7 条の 6 に基づく学校運営協議会を設置するに当たり、必要となる事項について規則で定めるものでございます。</p> <p>先月の懇談会で、ご指摘のあった箇所につきましては修正しております。</p> <p>今回資料といたしまして、最後のページに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋を添付しております。以下、地教行法と略させていただきます。</p> <p>それでは、規則の条文の、主なものについてご説明いたします。</p> <p>最初のページをご覧ください。</p> <p>第 2 条では、学校運営協議会の設置目的を規定しております。</p> <p>協議会は、「学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むもの」といたします。</p> <p>第 4 から第 8 条までは、協議会の機能や役割について規定しております。</p> <p>第 4 条では、学校長が作成し学校運営協議会で承認していただく、学校運営の基本的な方針について、4 項目を挙げております。</p> <p>また、第 5 条「学校運営等に関する意見の申し出について」をご覧ください。</p> <p>第 2 項で、学校運営協議会は、教職員の採用その他の任用といった人事に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができるとされております。この教職員の任用に関する意見につきましては、「学校運営の</p>

	<p>基本的な方針の実現に資する、対象学校の職員の配置に関する事項で、個人を特定して行うものを除く」と規定いたします。</p> <p>第 9 条から 12 条は、委員の任命、守秘義務、任期、報酬について規定しており、委員は保護者や地域住民等から 20 名以内で、任期はおおむね 2 年となっております。</p> <p>第 13 条から 17 条は、主に会議の開催にかかわることについて、第 18 条は委員の解任について規定しております。</p> <p>なお、施行期日については、パイロット校の委員の任命を 2 月に予定していることから、4 月 1 日を待たず、公布日をもって施行といたします。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか</p>
前川教育委員	<p>この運営協議会自体の大きいところからまず確認させてください。</p> <p>これって、対象となるのは公立幼稚園、公立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、それから市立高校、これらを対象として見ているということでしょうか。</p>
社会教育課長	<p>対象といたしましては、おっしゃったとおり公立の幼稚園から高等学校までが対象となります。ただし、現在、西宮市で導入計画を立てておりますのは、幼稚園を除くものといたしておりまして、令和 5 年度に全ての小・中、義務教育学校、特別支援学校、高等学校で導入した後、幼稚園についても検討したいと思っております。</p>
前川教育委員	<p>わかりました。その上でいいですか。第 4 条のところで、承認のことが載っているんですけども、承認の時期なんですけれども、これは、パイロット校が動き出すということもあって、少し考えて見たときに、学校のいろんな教育計画とか、それから教育目標とかいうのは、4 月に新しい校長が着任して、そこで新しい校長によって、4 月 1 日に職員に対して、きちんと伝えるという、そういう段取りをこれまで踏んでいました。</p> <p>この承認が入ると、前任校長、校長が必ず替わるとは限りませんが、前任校長は 3 月に承認をここでして、そして 4 月の校長には、そこの変更権がなくなる</p>

社会教育課長	<p>など、少しそのあたりが気になったので、これってこの協議会に 4 月に承認をしてもらって、その上で職員会議で校長が報告すると、そういう段取りが考えられるのでしょうか。</p> <p>この点につきましては、当初から課題に感じているところでして、現在の整理といたしましては、新年度に入る前の 3 月に行われる会議で、来年度の方向性につきましては、大きく承認をいただくという形にいたしまして、4 月に入りまして異動等もあり、経営方針、経営計画などを変更することも考えられますので、新たに 1 学期に開かれる会議で再度説明をしていただくというような形をとろうとしております。</p> <p>ただ、まだ導入当初につきましては、3 月に承認するというのも難しいことも予想されますので、それは学校に合わせまして、新しい年度に入ってから承認するということがあってもいいというふうに考えております。</p>
前川教育委員	<p>はい、安心しました。初めてこういうものが動き出すときって、校長は使命感を持ってきちんと学校運営をしたいと。それから、新しく着任するとか、そういうようなことがいろいろあると思いますので、学校からの尋ねとかがあったときにしっかり学校を支えていただきたいなと思つての質問です。</p> <p>もう少しあるんですけども、地域住民という言葉が載ってるんです。例えば第 9 条。この地域住民というのは、校区を持つ場合、例えば市立高校は持ちません。きちんと決まってませんよね。校区を持つ学校の場合には、その校区に住んでいる方をもって地域住民とするのか。</p> <p>なぜ、それを聞いたかったかという、第 9 条の (3)、(6) を見ると、現在ある学校評議員と同じように、校区外の適任者も、委員に選任できるというふうに私は思ってるんです。この地域住民というのは、校区に住んでいる方なのか、校区外の方も含めて地域住民、西宮市民が地域住民なのかなど、少しそのところをもし、尋ねがあったらどういふお答えになるのか教えてください。</p>
社会教育課長	<p>この地教行法の逐条解説というのがございまして、それによりますと、第 9 条の 2 項の (2) の地域住民というのは、当該学校の校区に在住する住民ということになっております。</p> <p>平成 29 年 4 月に法改正がございまして、その際に (3) の「地域学校協働活動推進その他の対象学校の運営に資する活動を行うもの」というものが、新たに加</p>

前川教育委員	<p>わかりました。これによりまして、当該住民が校区の住民でなくても、この学校でボランティア活動ですとか、いろんなことにかかわっていただいている方がこの委員に加わることができましたので、住民の方でなくとも委員になっていただくことができますし、(6)で委員会が適当を認めるものということで、いろいろ企業の方ですとか、NPOの方ですとか、学識経験の方とかも委員になっていただけることになります。</p> <p>質問は以上なんですけれども、そのところを聞いたかったのは、学校評議員の制度ができたときに、随分役に立った学校とそれが形骸化している学校とに、その後ずっと二分しているように私には感じられてならなかったんです。</p> <p>学校評議員というのは、校区の内外を問わず幅広くいろんな識見を持っている人たちを、校長の学校経営の支援者としてお願いをしようというのが趣旨だったと思います。ですから、ある学校では法律の専門家の方、校区を問わず。それから、私立の経営にかかわってる方とか、本当に多様な人材を校長先生は、学校評議員のスタートとしてされた、そういうふうなところもありますので、ぜひスタートの時期にはそういう、学校が本当に生き生きと、地域とそれからいろんな識見を持っておられる方で、総がかりの教育が展開できるように、そんな願いで質問しました。ありがとうございました。</p>
重松教育長	<p>先ほど教育課程の問題もありましたけど、例えば委員の任期も 4 月 1 日から 3 月 31 日までとしたら、新しい委員は結局その前の年に決めてしまうと、次にそこで改選するとしたら 2 年後には、同様に困るわけですね。だからその意味でずれてるということになり、後でもう一回説明するというのもあると思うんですけど。</p> <p>それともう一つ、教育課程を決めるときに、小学校、中学校はそれほどないかもしれないですけど、一応 4 月の時点で新たに決めます。高校はもう教育課程の全部を 4 月の前に決めてしまってますので、次の年ってということはいかないので、やはりそのあたりは、小、中、高と違うし、中学校も前の年に決めてるところもあって、それをそのまま引き継ぐところもあるということがあるので、そのあたりのところを少し様子を見て、実際に運営しながら、いろんな問題が出てくると思いますので、それが必要ではないでしょうか。</p> <p>それともう一つは、委員になる人の、民生委員などは年齢制限ありますけど、年齢制限はないんですね。何歳までという年齢制限。</p>

社会教育課長	<p>この規則上は年齢制限を設けておりませんが、西宮市には、審議会等に関するガイドラインというのがございまして、任期中に 75 歳を迎えるぐらいの一定の年齢が書かれたものがございまして、任用に当たりましては、そのあたりも加味して判断をする必要があるとは思いますが。地域では年齢 75 以上でも、すごく活躍していただいている方もいらっしゃるの、一概にだめですという規定は設けない予定にしております。</p>
重松教育長	<p>そのあたり今、民生委員の場合は 75 を越えた場合は、その年までは大丈夫だけど、次の年に 78 になったらもうアウトですよというのを今回言っていましたので、ある程度年齢制限は要るのかな。特に一番問題なのは、老人会がいつまでたっても会長さんがやめないの、80 歳の人、70 歳の人を支えてるけど、それもおかしいなと思います。逆になってるわけなので。だから、年齢制限はそれなりに対応できればいいと思います。</p> <p>ほかにはございせんか。</p>
社会教育課長	<p>教育長がおっしゃった、改選時期につきまして、少し補足させていただきますけれども、今回の新たにスタートする学校につきましては、2 月に委員の任命についての議案をこの教育委員会会議にかけて、委員を任命するという形にしたいと思っておりますけれども、次の令和 3 年、4 年、5 年から始まる学校につきましては、4 月の異動や団体の改選を経て、5 月の教育委員会会議で任命の議案を挙げるということで、できるだけ何度も議案にかけることのないように、5 月を区切りとして、回していきたいなというふうに考えています。</p>
重松教育長	<p>一般的には、校長会の会長だとかいろんなことを決めるのも全部 5 月ぐらいになるんです。でも、教育は、4 月 1 日でスタートしてしまうので、その 1 カ月か 2 カ月ずれるというのは、その前の人があるまま 1 カ月、2 カ月間引き継ぐことになる。その人がもう退職してしまってるのに、その期間だけまだ現役という形になるので、少しそのあたりもなかなか難しいところがあると思います。</p> <p>校長の場合は仕事なので、退職しても校長会の会長は退職した後も、そこへ出て行って、一応これで次よろしく願いますということになるので、そのあたりのところは、学校が動いている時期とが若干ずれるので、この場合は大きな問題にはならないと思いますけど。</p>

前川教育委員	<p>そのところは、やはり整理してもらって、私も教育長のお話を聞いて、なかなか細かいところまで見ていくと難しいなと思いました。承認して、そして委員会に届けたいといけないうてありますけど、承認してないのに教育委員会の届けが各学校から先にされていたとか、このところの手順、段取りの前後の問題だけではなく、やはり本来きちんと承認いただいて、職員にも説明して、そして委員会に必要なものは届け出をする、私はこういう段取りをとれてる方がいいと思います。それから、委員の方も当事者としての自覚を、いつも言いますが、それを持ってもらわないと、何か追認機関のようにして、「校長先生がいいと言うならそれでいいよ」って、そんなふうになってしまったら、せっかくの新しい風がゆがんでしまうなと思います。またそのところを整理して、必要があったら我々に教えてください。お願いします。</p>
重松教育長	<p>ほかにはありませんか。</p> <p>よろしいですか。では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第 49 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>次に、報告第 20 号「西宮市職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」を議題とします。教育人事課長、お願いします。</p>
教育人事課長	<p>報告第 20 号は「西宮市職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」についての報告でございます。</p> <p>報告第 20 号は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条に基づき、提示すべき意見について、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第 3 条第 2 項の規定により、令和元年 1 月 21 日に教育長の臨時代理により決定したものでございます。</p> <p>お配りの資料 1 ページに「西宮市職員定数条例の一部を改正する条例 (案)」に関する改正に異議なしとする意見の添付をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>また、2 ページ、条例改正の内容・理由、3 ページ以降に条例改正 (案) を添付しております。</p>

	<p>では資料 2 ページをご覧ください。</p> <p>条例改正理由といたしましては、令和 2 年度 4 月の組織改正において、教育委員会の社会教育部の事務の一部を市長事務部局に移管することに伴い 7 名分の職員定数を市長事務局へ移します。</p> <p>条例改正後は「西宮市職員定数条例」第 2 条において、市長事務部局の定数が 7 名増、教育委員会の定数が現行の 6 0 5 名から 7 名減の 5 9 8 名となります。</p> <p>また定数改正とは直接関連がありませんが、第 1 条の最後の括弧書き部分、文言整理により削除しております。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教員委員	<p>今回の主たるところとは違うんですが、「臨時的に雇用されるものを除く」という文言が削除されることによって、じゃあ、臨時的に雇用されるものも、この 2, 2 0 0 の中に入れてカウントするのか。ということになってしまうと従来、臨時的に雇用されている方々がここからはみ出してしまうということになるんですか。このタイミングでなぜこれを削除するのかって、それだけです。</p>
教育人事課長	<p>ご指摘のとおり、ここの部分については文言の整理を行いました。もともと地方自治法の 1 7 2 項 3 項に、定数は条例で定めると。ただし、臨時または非常勤職員については、この定数の限りではないという文言がございますので、条例でうたう必要がないという判断で、文言整理をさせていただいております。</p>
重松教育長	<p>よろしいですか。ほかにございませんか。</p> <p>7 人が移るということですね。</p>
教育人事課長	<p>ご指摘のとおりでございます。</p>
前川教育委員	<p>7 名の事務分掌内容を具体的に、少し確認させてください。</p>
教育人事課長	<p>あくまでこれは定数の改正ということになりますので、現行の組織上でいいますと、社会教育部の社会教育課の一部、内訳としては 3 名。それから人権教育推進</p>

重松教育長	<p>課が 3 名。それから部長職が 1 名の計 7 名という内訳になっております。</p> <p>ほかによろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第 20 号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>報告第 21 号「西宮市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」を議題とします。教育職員課長、お願いします。</p>
教育職員課長	<p>それでは、報告第 21 号「西宮市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」につきましてご説明させていただきます。</p> <p>本件は、令和元年人事院勧告に基づく給与改定等により、教育職給料表等を改正原案に設定することについて、教育長に対する事務委任に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、教育長の臨時代理により決定し所要の条例改正を行うための報告でございます。</p> <p>お配りしております報告第 21 号の資料 7 ページに、高等学校教育職の給料表となる改正後の教育職給料表 (1) を、10 ページには幼稚園教育職の給料表となる改正後の教育職給料表 (2) をお示ししております。</p> <p>改正内容でございますが、13 ページには教育職給料表 (1)、15 ページには教育職給料表 (2) の新旧対照表をお示ししており、現行の給料表と比較しますと、それぞれ 200 円から 2,100 円の増額改定となるものでございます。</p> <p>また、今回改正予定の給料表につきましては、兵庫県の教育職給料表に準じたものでございます。改正条例の施行期日でございますが、公布の日から施行し平成 31 年 4 月 1 日に遡って適用するものでございます。</p> <p>また、期末勤勉手当の支給割合につきましては、令和 2 年については経過措置を設けることとし、令和 3 年度以降は国に合わせる形で改定するものでございます。</p> <p>なお、この条例改正につきましては、12 月 18 日の議会において、総務局が提案する予定でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p>

	本件にご意見、ご質問はありませんか。
側垣教育委員	すみません。基本的なところで、別表等の教育職 1 と教育職 2 の違いを。
教員職員課長	教育職 1 というのは、高等学校の教員でございます。2 につきましては、幼稚園の教員を対象としております。
重松教育長	小中学校は、県です。ほかにはございませんか。
藤原教育委員	通し番号 5 ページのところの新旧対照表なんですけど、これ、期末手当を見ると改正前から改正後に、例えば 100 分の 153. 1 が 100 分の 130 になってる方、これ、下がるということですよ、で、合わせてこの附則の 24 条に 100 分の 130 を 100 分の 153 というふうに、もう一回戻すというふうに読むんですかね。この令和元年 12 月に支給する期末手当のみ、従来からいくけれども、来年からは期末手当は下がるというふうに読むべきということですか。
教育職員課長	今、ご指摘いただきました期末手当の割合は、従来、国に比べまして、割合としては高く設定をされておまして、勤勉手当の割合の方が西宮市の場合は少のうございました。それを国の基準に合わせていくという形でございまして、令和元年は、今おっしゃっていただいたパーセンテージでいくんですけども、令和 2 年につきましては、若干今の割合から下げるといって、令和 3 年から先ほどおっしゃっていただきました 100 分の 130 という形にしていく。段階的に割合を変えていくということでございます。
重松教育長	ということは、トータル的には変わらないんですか。両方合わせたら。割合は。
教員職員課長	はい、トータル的には変わらないということございまして、期末手当といいましたら本当に在職期間の割合でございまして、勤勉手当の方は、いわゆる欠損期間があるかないかということで、評価につながっていく割合でございますので、その割合が変わるといってございまして。
重松教育長	極端に言うと、普通に勤務してたら夏のボーナスが出て、その後勤務してたら期末手当が出る。勤勉手当というのは、12月1日付でいるかないかという形に

	<p>なってますので、その予定で少し変わってくる。要するに国と同じような形。西宮市の場合は、期末手当の方が実は高かった。ということは、もう何もなくても、要するに途中で入院したとか、職場に出てこなくなったとしても、かなりの率でもらえると。ところが、勤勉手当の方は、例えば 1 1 月に病気に入ってしまったら、1 2 月 1 日付にいないので、その分減らされると。それを国と同じようにしないと、西宮市だけ休んでも優遇されるということになるので、合わせたということ。でもこれは、議会で承認してもらわないといけない。</p>
藤原教育委員	<p>理解しました。普通にやってる方の総額が変わらないのであれば全然異議がありませんし、むしろしっかり働いておられる方がより優遇を受けるっていうことならば、インセンティブになると思いますので、妥当だと思います。</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。 よろしいですか。では、なければ採決に入ります。 報告第 2 1 号については、これを承認してよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。 では、これより非公開案件に移ります。 報告第 2 2 号「令和元年度 西宮市一般会計補正予算（第 4 号）（1 2 月定例会教育委員会所管分）に関する意見決定の件」を議題とします。 教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>報告第 2 2 号「令和元年度 西宮市一般会計補正予算（第 4 号）（1 2 月定例会の教育委員会所管分）」につきまして、ご説明いたします。 議会への予算案の提出に当たりましては、議案として教育委員会会議に付議し教育委員会としての意見を決定する必要があります。 本件につきましては、議会に上程する期日の関係で、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、教育長の臨時代理により、1 2 月 3 日付で決定いたしましたので、本日、同条第 3 項の規定により、これを報告させていただきます。 それでは、報告第 2 2 号、資料の 3 枚目。1 ページの第 1 表、歳出予算補正をご</p>

	<p>覧ください。教育費で、1,803 万 3,000 円を増額補正し、補正後の額を、225 億 1,190 万 9,000 円とするものでございます。</p> <p>次の 2 ページをご覧ください。内訳でございます。</p> <p>補正理由につきましては、人事院勧告に基づき実施される、国家公務員の一般職の給与改定を踏まえ、本市職員の給与について、所要の改定を行うとともに、期末勤勉手当の支給月数を改定することに伴い、職員の給与費の、給料、職員手当等、共済費を増額するものでございます。</p> <p>なお、本件につきましては、本日、議会へ議案として提出されております。</p> <p>説明は以上です。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第 2 2 号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p>
重松教育長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、一般報告①「児童・生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。なければ一般報告①を終了します。</p> <p>以上で予定されていた議題は全て終わりました。</p> <p>では、これをもちまして第 9 回教育委員会定例会を閉会します。</p> <p>(終了)</p>